

博物館法制度の今後の在り方について（審議経過報告）に対する意見

公益社団法人日本植物園協会 理事 中田政司

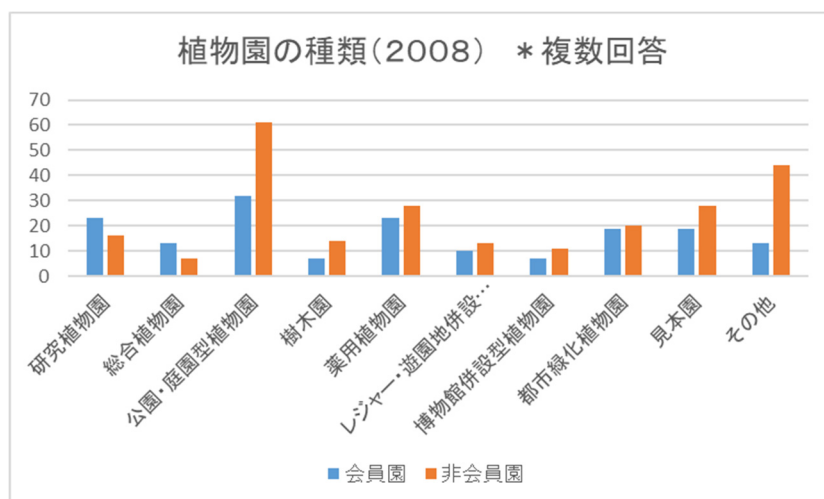
（富山県中央植物園 園長）

8月4日

1. これからの博物館に求められる役割

○ 動物園、水族館、植物園、プラネタリウム等については、博物館法の制定当時から、博物館として位置づけられ、様々な役割が期待されてきたものであり、近年は、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現という観点からも、重要な役割が期待されている。これらの館種については、引き続き博物館法における重要な一部として、検討を進めるべきである。（3頁）（下線部は中田による）

1) 植物園の多様性



日本植物園協会(2008)の『日本の植物園総合報告書』では、578園へのアンケート調査から273園の回答を得て(会員園 103、その他 170)、日本の植物園の現状が分析され、この中で日本の植物園は「様々な面で多様である」と特徴づけられている(図)。設立時期、活動状況・内容、規模面積、立地条件、展示・栽培植物の種類や規模、職員構成、設立母体、料金体系、

財源の種類・規模、運営組織などがバラエティーに富み、そもそも博物館法に定義される博物館の要件を満たさない植物園もあって、すべての植物園を博物館と位置づけることには無理がある。

具体的には、「イ) 資料を収集し、保管(育成)する」という基盤的活動は共通しているが、「ロ) 資料を展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行う」ことでは、一般公開していない園が15%あり、「ハ) あわせて資料に関する調査研究を行うこと」では、50.8%しか調査研究を行っておらず、その中でも組織的レベルで行っていると回答した園は22.1%にとどまっている。

一方で、博物館法にあるイ)、ロ)、ハ)の活動を設置条例に明記して総合植物園として位置づけるなど、実際に博物館として活動している植物園も20園(7.3%)ほどあるが、一般公衆には植物園＝きれいな花や珍しい植物のある公園というイメージが先行し、博物館としての機能が時として設置者である行政関係者にも十分理解されてないという現実がある。

植物園は多様であり、その内容を一つの定義によって一律に括る事は、植物園の多方面にわたる貢献や活動を制約するおそれがある(日本植物園協会 2008)。このような多様性を尊重しつつ、共通する社会

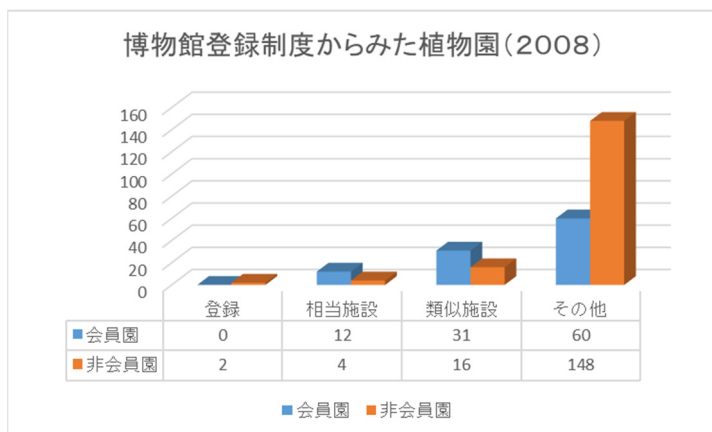
的役割を果たすことができるような新しい博物館法の枠組みが必要である。また、従来の博物館法の制度下で実際に博物館として活動している植物園に対しては、新しい制度下でもそのことが設置者、管理者、利用者一般公衆それぞれに認識・理解されるような制度を期待する。

2) 植物園の社会的役割

日本植物園協会は植物園の社会的役割として、「ふるさとの植物を守ろう」をスローガンに、日本の絶滅危惧植物の保全に関する様々な取り組みを行なっている。これらは SDGs の生物多様性損失の阻止を図るという目標のターゲットでもある。2015 年には環境省との間で「生物多様性保全協定書」を締結し、連携して絶滅危惧種の保全が図られることとなった。2017 年の『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律』の改正では、植物園の設置者または管理者は、国及び地方公共団体が行う施策に協力して、絶滅のおそれのある生物種の保全に寄与するよう努めなければならないと明記されており、生物多様性の保全に関して従来の期待から責務に強化され、植物園の社会的役割はますます大きくなっている。

2. 登録制度について

1) 植物園の現状と制度の問題



2008 年のアンケート結果によると、植物園協会会員 103 園中、登録博物館は 0、相当施設が 12 園、類似施設が 31 園で、会員外の 170 園では、登録博物館が 2、相当施設が 4 園、類似施設が 16 園である(図)。類似施設を含めて博物館として認識されている植物園のうち、登録・指定されている植物園の割合は全体の 27.7%で、中間報告にある「博物館類似施設を含む我が国の 2 割程度しか登録・指定がな

されていない(法律で規定されていない博物館類似施設が約 8 割に上る) (10 頁)という現状は、植物園においてもそのまま当てはまる。これは植物園の設置者の約 75%が都道府県や市町村、学校法人などであり、登録博物館の要件である教育委員会所管の園は 170 園中 7 園しかないことを反映している。

調査対象が異なるのでそのまま比較はできないが、平成 30 年度の社会教育調査によると、植物園 112 施設の博物館としての位置づけは、登録 2、相当施設 9、類似施設 101 となっており(栗原 2021)、登録・指定の割合は 9%になっている。

登録博物館である植物園は 2 園あるが、日本植物園協会には加盟しておらず、植物の専門家としての学芸員が不在なため博物館法が理想とする植物園運営がなされているか疑問があるとの指摘もある(栗原 2021)。一方、国立科学博物館の一部であり日本の代表的植物園として日本植物園協会でも指導的に活動している筑波実験植物園が登録博物館でなく相当施設であるなど、「登録」、「相当」、「類似」という名称から想像される格付けの分類と実状とは乖離しており、名称も含めて登録制度には問題がある。

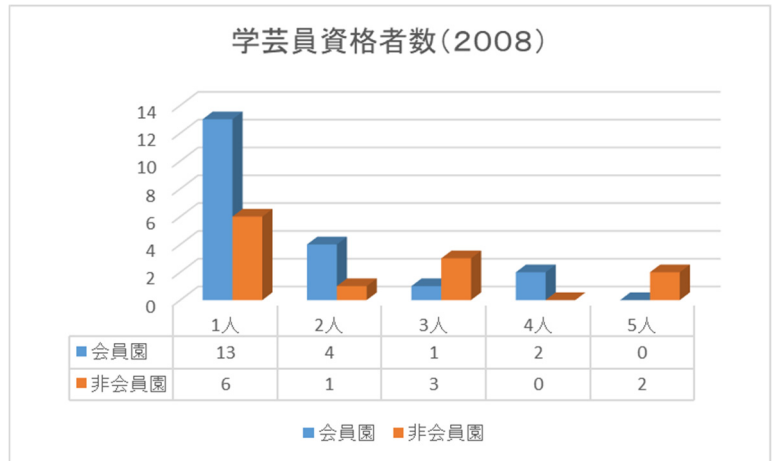
2) 登録あるいは相当施設となる事のメリットがない

そもそも登録あるいは相当施設となる事のメリットが感じられない。中間報告で述べられているように、登録(認証)のインセティブをできる限り拡充することが極めて重要と考える。先に触れた 2017 年

の『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律』の改正では、「認定希少種保全動植物園等」の制度が設けられ、認定されれば希少種の譲渡などが可能となった。このように、植物園の運営・活動に直結するような制度上の優遇措置を講じる必要がある。登録制度の改正だけでなく、中間報告の14頁にある「連動した博物館振興策」が強く望まれる。

3. 学芸員制度について

2008年のアンケート結果によると、園長を除く植物園の常勤職員数は平均11.4人であった。そのうち学芸員資格者の割合が多い技術系職員は176園で平均6.1人、学芸員総数は33人であった。すなわち、技術系職員のうち学芸員は3%しかないことになる。一方、学芸員のいる植物園32園について、その人数をたずねたところ、1人が19園(59%)、2人が5園(15.6%)、3人が4園(12.5%)、以下4人、



5人が各2園(6.2%)であった(図)。すなわち、学芸員がいる園でもその6割は1人という状況で、植物園における学芸員数は極めて少ない。これは中間報告で指摘されている事と一致する(15頁)。その原因として植物園の場合、仕事の基本が植物の栽培管理であり、技術系職員の採用募集では、資格として大学の農学、理学、園芸学、薬学系の出身か、植物に関する同等以上の専門的知識を有することが要求されるが、学芸員資格は問われないことによると思われる。また、実際の職務において学芸員資格を持っていることのメリットがないことから、膨大な時間が費やされる審査認定による資格取得も行われてないことがうかがえる。代わって樹木医などの職務に関係の深い専門性の高い資格や、学位を取得する傾向がみられる。このような中で、植物園に博物館実習に来る大学生に対して、学芸員資格を持たない職員が指導を行うという状況も生じている。

植物園では博物館、美術館と違い、学芸員という職名が一般には使われないことから、技術系職員が博物館の学芸員相当の職であると理解されてない現実がある。この点は植物園側が肩書きとして積極的に使用して普及に努め、博物館としての植物園を社会的に認知させる必要がある。学芸員制度については、学芸員資格者に高度の専門性を持たせるための外国植物園での研修を支援するなど、処遇改善と結びついた議論を期待する。

参考文献

栗原祐司. 2021. 博物館法の課題～断章. 大阪市立自然史博物館科学研究費報告書 日本の博物館のこれからⅢ: 1-10.

公益社団法人日本植物園協会(編). 2015. 日本の植物園. 485pp. 八坂書房, 東京.

社団法人日本植物園協会. 2008. 日本の植物園総合報告書. 158pp.